

UIJ ターンによるプロフェッショナル人材確保のためのお試し雇用補助金に関する Q & A

(令和 4 年 4 月～)

目次

- 1 補助対象者の要件等
- 2 補助対象人材 (=プロフェッショナル人材) の要件等
- 3 補助対象事業
- 4 雇用契約について
- 5 申請等の手続きについて
- 6 対象経費
- 7 対象期間
- 8 補助金の請求
- 9 その他

1 補助対象者の要件等

- Q 1 本社が県外にある場合は、補助対象者にならないか。
- A 1 県内に事務所、事業所等があれば、本社が県外に所在する場合も対象となります。
- Q 2 県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所でお試し雇用を実施した場合、本補助金の対象となるか。
- A 2 対象となりません。県内の事業所等においてお試し雇用を実施することが必要です。
(県内企業や事務所等の競争力強化に資する人材を県外から獲得する人材還流を目的としているため、県内への移転を伴わないものは対象となりません。)
- Q 3 既に県内に転居をしている人材を「お試し雇用」した場合、本補助金の対象となるか。
- A 3 原則として「お試し雇用」は県外に在住している人材を対象としますが、県内への転居から概ね 1 年以内であり、転居後に正規雇用で就業していない場合は、本事業の対象とします。

2 補助対象人材 (=プロフェッショナル人材) の要件等

- Q 1 お試し雇用期間中、プロフェッショナル人材は県内に居住することとされているが、転居したことを証する書類としてどのようなものを提出すればよいか。
- A 1 転居後の住民票写し、住宅賃貸借契約等、生活の拠点を県内に移したことを証する書類の提出をお願いします。
- Q 2 県内の就業場所でお試し雇用を実施するが、対象となるプロフェッショナル人材が他府県から通勤 (他府県に居住) する場合、本補助金の対象となるか。
- A 2 対象となりません。お試し就業期間は、県内に居住することが必要です。なお、お試し雇用の開始は、プロフェッショナル人材が県内に移住した後となります。

Q 3 事業主が求めるスキルとして必要な資格を有していれば、5年以上の経験はなくてもよいか。

A 3 必要な資格を有していても、5年以上の職業経験を有することが必要です。

Q 4 事業主が求めるスキルについて、県内事業所で3年間、県外事業所で2年間の職業経験がある。当該職業経験について、県内事業所での経験年数もカウントしてよいか。

A 4 カウントできます。ただし、お試し雇用直前のプロフェッショナル人材の勤務地及び居住地は県外である必要があります。

Q 5 失業者をお試し雇用させる場合、補助対象となるか。また、在外邦人や外国人は対象となるか。

A 5 補助金交付要綱に定めるプロフェッショナル人材の要件を有していれば対象となります。ただし、離職理由が懲戒解雇等本人の責めに帰す場合や離職期間が1年以上の場合は原則として対象とはなりません。

Q 6 出向によるお試し雇用の場合、出向者が県内への出向を了承したことをもってプロフェッショナル人材の要件に当たるか。

A 6 和歌山県内へのUIJターン希望者である（積極的な意思を有する）ことが必要です。なお、交付申請時に提出する実施計画書の中で、UIJターンの希望理由をプロフェッショナル人材からの聴取等により、記載していただきます。

Q 7 どういった経験を有する人材が、プロフェッショナル人材となるか。

A 7 以下のような人材が考えられます。

	人材イメージ	具体的な経験
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む。）	企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者など
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者など
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者など
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材	大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者など

その他の人材	受入企業で求められるスキルについて、5年以上の職業経験を有していることを一つの目安として、受入企業の実情に応じて、プロフェッショナル人材とみなすことのできる人材	
--------	--	--

3 補助対象事業

Q 1 事業主を一にするA社及びB社がある。B社の他県事業所で勤務している者を、A社の県内事業所でお試し就業を実施する場合、本補助金の対象となるか。

A 1 対象となりません。

Q 2 A社での「お試し雇用」で正式採用に至らなかったB氏を別のC社で「お試し雇用」した場合は本補助金の対象となるか。

A 2 対象となります。

4 雇用契約について

Q 1 申請前に補助対象人材と雇用契約を締結していた場合、本補助金の対象となるか。

A 1 対象となりません。契約する前に申請書を提出して下さい。

Q 2 3月10日に就業を開始します。補助対象になるか。

A 2 2月末日までに申請書を提出し、交付決定日以降、雇用契約や出向契約を締結すれば、3月末日までに支払が完了する対象経費は、補助対象となります。

5 申請等の手続きについて

Q 1 申請時に県税を滞納しているが、補助金交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

A 1 交付決定することはできません。申請書の提出時に納税証明書が必要です。

Q 2 申請日の翌日から採用（就業開始）予定ですが、問題はないか。

A 2 補助対象となる経費は、交付決定日以降に支払われる経費です。申請日から採用予定日までの期間が短い場合は、事前にご相談下さい。

Q 3 補助金交付までの流れはどうなっているのか。

A 3 応募申請から補助金交付までの流れは、次のスケジュールを予定しています。

- ①受入企業が、お試し雇用対象者（プロフェッショナル人材）を決定する。
- ②受入企業が、県へ交付申請書類を提出する。
- ③県が審査し、交付決定を通知する。

- ④受入企業とお試し雇用対象者で雇用契約を締結し、就業を開始する。
- ⑤受入企業が、県へ「実績報告書」を提出する。
- ⑥県が実績報告書を審査し、補助金額を確定（確定通知書の送付）する。
- ⑦受入企業が、補助金請求する。

6 対象経費

Q 1 出向によるお試し雇用を実施する場合、出向元がプロフェッショナル人材に係る社会保険料を費用負担している場合は補助対象経費に含まれるか。

A 1 含まれません。事業主（出向先）が実際に負担したものに限られます。

Q 2 プロフェッショナル人材を捜すために要したコンサルティング経費は対象になるか。

A 2 本補助金では対象になりません。ただし、(公財)わかやま産業振興財団に中核人材導入に係る費用（人材紹介手数料等）を助成する補助金がありますので、一度ご確認下さい。

※下記、[9 その他](#)参照

Q 3 交付決定前に支払った経費（対象人材の面接旅費等）は補助対象となるか。

A 3 なりません。交付決定日以降の支出経費が対象となります。

7 対象期間

Q 1 お試し雇用を2月1日から4月30日までの3ヶ月実施したい。年度が変わる1ヶ月分については補助対象となるか。

A 1 対象となりません。お試し雇用を開始した年度において事業主が負担した経費が補助対象となりますので、翌年度分に係る経費については、お試し雇用期間が3ヶ月を超えない期間であっても対象外となります。

8 補助金の請求

Q 1 お試し雇用終了後、事業主もしくはプロフェッショナル人材が継続雇用を希望しないこととなった場合、補助金は交付されるか。

A 1 この制度が、正式採用のリスクをとれないためにプロフェッショナルな人材の確保が出来ない企業を支援するためのものであることから、お試し雇用の結果、正式採用にいたらなかった場合でも、補助金は交付されます。

Q 2 実施計画で示したお試し雇用期間の満了前にやむを得ずお試し雇用を終了した場合、補助金は交付されるか。

A 2 承認申請書を提出し、承認が得られたものについては、3ヶ月分を上限に実際にお試し雇用を行った期間に係る対象経費は交付されます。

9 その他

Q 1 他の補助金等との併給はできるのか。

A 1 対象経費が重複しなければ可能です。本事業に関連する可能性のある助成事業として、次の制度がありますので、一度ご確認下さい。

《関連メニュー》

制度名：成長企業支援補助金

概 要：企業の中核となる人材の導入を求めている県内中小企業に対して、有料職業紹介事業者を活用し、人材を採用した場合に発生する紹介手数料の一部を補助

問合せ先：(公財)わかやま産業振興財団 プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL：073-433-3110

URL：https://yarukiouendan.or.jp/business/growth_company/